

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行状況及び効果について（概要）

- 平成25年11月、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正（改正タクシー特措法）において「本法の施行後における施行の状況や効果について、三年毎に総合的に検証を行い、その結果を両院に報告」することが決議（衆・参国土交通委員会）
- 改正タクシー特措法に基づく特定地域の指定の開始（平成27年）後の施行の状況及び効果についてとりまとめ

施行状況（地域指定の状況と取組の実施状況）

- 全国631の営業区域のうち、**特定地域27地域**
（うちH27指定地域：19地域 H28指定地域：8地域）
- 27の特定地域のうち
 - ・協議会において特定地域計画が議決されている地域：**22地域**
各地域の供給輸送力の削減目標（平均）：**10%**
 - ・特定地域計画の認可を受けている地域：**20地域**
 - ・全合意事業者が事業者計画の認可を受けている地域：**12地域**
- 各地域において、認可を受けた特定地域計画・事業者計画に基づき、適正化・活性化に取り組んでいるところ

特定地域

新規参入
増車禁止

地域協議会

認可
地域計画

独禁法適用除外

事業者

事業者計画

認可

需要活性化策・
供給輸送力の削減
を実施

- 全国631の営業区域のうち、準特定地域：114地域

施行後の各地域の状況・効果

(1) 適正化の状況

- 各特定地域において、地域指定時の適正車両数と実在車両数の乖離をおおむね解消することを目標（3%～0%）に適正化の取組を進めている

(2) 日車営収と賃金

- 各特定地域の日車営収（H26⇒H28年度）27地域中 **25地域で増**
- 各特定地域の時間当たり賃金（H26⇒H28年度） **25地域で増**
- **規制緩和前のH13年度とH28年度を比較すると、多くの地域で依然として低い水準となっており、労働条件の改善に向けて、引き続き特定地域計画に基づく適正化・活性化の取組を進める必要がある**

(3) 活性化に向けた取組

- 多様なニーズに的確に応え、サービスの高度化・高質化に積極的に取り組むことにより、需要拡大・労働条件の改善等を図るべく、活性化の取組を進めている

【具体例】 生産性・利便性向上（配車アプリの導入、キャッシュレス対応の促進）
多様なニーズへの対応（UDタクシー、マタニティ・子育て支援タクシーの導入）
地域交通を支える取組（乗合タクシーの運行、自家用有償運送の運行受託）
インバウンド対応（外国語研修の受講促進） 等

今後の方向性

- 各地域における特定地域計画・事業者計画に定められた適正化・活性化の取組等の着実な推進を通じて、タクシーが地域公共交通として、サービス水準を向上させ、利用者のニーズに的確に応えていくよう支援していく
- 観光先進国の実現に向けて、訪日外国人がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、訪日外国人向けのサービス向上のための取組を推進する
- 今後も定期的な施行状況等のフォローアップを行い、施策の進捗と効果を検証する

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の改正のポイント

(平成25年11月成立、平成26年1月施行)

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の二本立ての制度を創設**。
- ② **特定地域**については、**新規参入・増車は禁止**。
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外**。
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令**が可能に。
- ⑤ 特定地域及び準特定地域において**公定幅運賃制度を創設**。

原則（道路運送法）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

